

地域福祉支援計画の改定について

1 改定の趣旨

社会福祉法第108条に基づき策定した「兵庫県地域福祉支援計画」について、令和5年度末に計画期間が満了することから、複雑化・複合化した課題（8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）の顕在化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会的孤立・社会的排除が深刻化している地域社会の現状、地域福祉政策の動向等を踏まえた見直しを行う。

2 計画の位置付け

「ひょうごビジョン2050」等の県の基本計画を踏まえ、高齢、障害、児童、生活困窮等の各分野において取り組むべき共通事項を示す実施計画

- (1) 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画
- (2) 市町における地域福祉の取組の差異を確認し、全県的に地域福祉の向上を目指すためのガイドライン
- (3) 地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築など、市町の地域福祉を推進する仕組みづくりを具体的に示す計画
- (4) 地域を運営する人材の育成や地域づくり活動の活性化、包括的な支援体制の構築、未策定市町に対する支援など、市町の地域福祉を推進するため、県として必要な支援策を示す計画
- (5) 地域福祉推進に向けた地域住民、地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画

3 計画期間

2024年度～2028年度（5年間）

4 審議経過

兵庫県社会福祉審議会小委員会（4回）、
パブリックコメント（2/5～2/26）の実施